

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 後

（資産の評価）

第二十四条の三 （略）

2～5 （略）

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時  
価又は適正な価格を付すことができる。

一 （略）

二 市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社（相互会社が会  
社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えるこ  
とができる場合における当該会社等（実質子会社を除く。）をい  
う。第二十五条の八及び第二十九条の五第四項において同じ。）  
の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつ  
て保有する債券をいう。）を除く。）

改 正 前

（資産の評価）

第二十四条の三 （略）

2～5 （略）

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時  
価又は適正な価格を付すことができる。

一 （略）

二 市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社（相互会社が会  
社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えるこ  
とができる場合における当該会社等（実質子会社を除く。）をい  
う。第二十五条の八及び第二十九条の五第四項において同じ。）  
の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつ  
て保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに  
限る。）をいう。）を除く。）

7 三 （略）

7 三 （略）